

総合計画審議会の役割について

■ 総合計画審議会の役割

- ・大和市総合計画審議会規則第2条第1号には、本審議会の所掌事務として「本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。」が規定されています。
- ・また、同条第2号には「本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。」とも規定されています。
- ・具体的には、次のような事務を担うことが想定されます。

- ① 市政における最も基本となる総合計画の策定や基本計画の改定にあたり、市長の諮問について審議を行い、その結果を答申する（臨時改定が生じた際の諮問審議を含む。）。
- ② 市長の諮問にかかわらず、総合計画の進行管理について意見交換を行う。
- ③ 市が実施した行政評価について、客観的、中立的な視点で点検を行い、意見を述べる。（総合計画審議会が外部評価の中心的な役割を担う。）

■ 総合計画審議会委員について

（１）委員の身分について

- ・総合計画審議会の委員については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例により、「特別職の職員」として公務員の扱いとなります。
- ・また、大和市個人情報保護条例の適用を受け、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは認められません。職を退いた後も、同様の取扱いを受けます。
- ・大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により、公務上の災害又は通勤による災害について補償されます。

（２）任期と報酬について

- ・任期 平成26年7月24日から2年間（平成28年7月23日まで）
- ・報酬 日額8,900円（交通費及び源泉徴収税額を含む。）

■ 平成26、27年度における総合計画審議会の主な取り組みについて

- ・本市では、平成21年に「健康創造都市 やまと」を将来都市像とした第8次大和市総合計画を策定しました。この総合計画の目標年次は平成30年度であり、将来都市像の実現に向けて諸施策を展開しているところです。
- ・このうち、計画期間を平成21年度から25年度までと定めた前期基本計画が終了したことから、昨年度には、平成26年度から30年度までの後期基本計画を策定したところです。
- ・今後、総合計画審議会では、前期基本計画に掲げた目標などの達成状況を総括しながら、後期基本計画に掲げる施策を効果的に推進していくことを目的に、施策評価を実施します。施策評価の結果については、内容を取りまとめたうえで、市長への提言を行います。